

28府国運発第 号
平成29年1月 日

府中市長 高野律雄様

府中市国民健康保険運営協議会
会長 小野寺 淳

府中市国民健康保険税条例の一部改正について（答申）（案）

平成29年1月11日付28府市保発第615号で諮問のありましたこのことについて、次のとおり答申します。

国民健康保険における保険税賦課限度額の引上げについて

国民健康保険税の賦課限度額を設定する理由は、収めた保険税の多少にかかわらず、だれでも同じ内容の医療給付を受けることになり、また、納税意欲の観点からも保険税負担を無制限とすることができないためである。

国は平成25年12月に成立した持続可能な社会保障制度の確立を図るための改革の推進に関する法律、いわゆる社会保障改革プログラム法の中で、平成26年度から平成29年度までを目途に、賦課限度額を段階的に引き上げることと定めた。これを受けて、毎年発表される税制改正大綱の中に具体的内容が盛り込まれ、平成26年度から平成28年度にかけて、毎年4万円ずつ、合計12万円の賦課限度額の引き上げを実施した。

本市では、平成26年度に、平成25年度法定賦課限度額まで引き上げを実施し、それまでの73万円から77万円に改定して以来、現在まで据え置いており、現状で法定賦課限度額と12万円の差が生じている。据え置いた背景は、保険税収納率がなかなか上がらない中で賦課限度額引き上げを行うことは、高所得世帯と低中所得世帯間での不公平となることが考えられるためである。そこで、収納率向上を優先課題として取り組んだ結果、平成27年度保険税現年度課税分の収納率は93.4%まで向上しており、今後も、この取り組みを継続し、過年度分についても収納率の向上を目指すこととしている。

一方で、賦課限度額を据え置いた場合、法定賦課限度額との差は12万円のみであり、高所得世帯と低中所得世帯間の保険税負担の公平性を保つことが求められていること、都道府県単位化以降の税率等の改正において賦課限度額

引上げの急騰を招きかねず、本市被保険者への影響が憂慮されることや、被用者保険においては、最高等級の標準報酬月額に該当する被保険者の割合を、全体の0.5%から1.5%の間となるよう法定されており、国民健康保険においても1.5%に近づけることが求められている。

本市運営協議会としては、以上の理由により、平成29年度から本市における法定賦課限度額を、総額で現行の77万円から85万円とし、合計で8万円の引き上げを行い、平成27年度法定賦課限度額の水準に合わせておくことが必要との結論に達した。

なお、各区分の引上げ額内訳はつぎのとおりとする。

- (1)医療給付費分保険税の賦課限度額を51万円から1万円引き上げ52万円とする。
- (2)後期高齢者支援金分保険税の賦課限度額を14万円から3万円引き上げ17万円とする。
- (3)介護納付金分保険税の賦課限度額を12万円から4万円引き上げ16万円とする。